

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	第一種製造者の許可の取消	根拠条項	第9条					
処分基準	正当な理由がないのに、1年以内に製造を開始せず、又は1年以上引き続き製造を休止したとき							
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	16～